



2026年6月12日

各位

会社名 キオクシアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 早坂伸夫  
(コード番号：285A 東証プライム市場)  
問合せ先 開示部長 園田 誠  
(TEL. 03-6478-2539)

## (訂正)「当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ」の 一部訂正について

当社は、2026年5月15日に公表いたしました「当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の理由

「当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ」の公表後、1.(2)に関し、基準交付株式数の上限ではなく、各取締役等に割り当てる当社株式の総数の上限の株数を誤って記載してしまいましたので、これを訂正するものであります。なお、各取締役等に割り当てる当社株式の総数の上限の株数には訂正はありません。

#### 2. 訂正の内容

訂正箇所には下線を付して表示しております。

#### 【訂正前】

##### 1. 改定の概要及び改定の理由

(2) 本制度の当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間を対象として、上記(1)①と同様(※)に改定するとともに、同改定の効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用することと致します。なお、当該改定点のほかは導入時の本制度における内容から基本的に変更はございません。同改定は、当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間のみを対象として適用するものとし、その後の対象期間に係る本制度に基づく報酬等の額及び内容につきましては上記(1)の改定を適用するものと致します。

※ご参考：(1)①(抜粋)

本制度に係る報酬額(株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額)の上限を各対象期間(「対象期間」とは、下記2.(1)で定義する。)につき、本制度1は「基準交付株式数(「基準交付株式数」とは、下記2.(3)①で定義する。)の上限(320千株)に交付時株価(「交付時株価」とは、下記2.(3)③で定義する。)を乗じた額(うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限(40千株)に交付時株価を乗じた額)」とし、本制度2は「基準交付株式数の上限(1,000千株)に交付・支給率(「交付・支給率」とは、下記2.(3)②で定義する。)を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」とする

【訂正後】

1. 改定の概要及び改定の理由

- (2) 本制度の当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間を対象として、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限を各対象期間につき、本制度1は「基準交付株式数の上限（720千株）に交付時株価を乗じた額（うち社外取締役の上限は「基準交付株式数の上限（90千株）に交付時株価を乗じた額）」とし、本制度2は「基準交付株式数の上限（2,230千株）に交付・支給率を乗じた数に、交付時株価を乗じた額」に改定するとともに、同改定の効力を第7期定時株主総会の開催日である2025年6月27日に遡って適用することと致します。なお、当該改定点のほかは導入時の本制度における内容から基本的に変更はございません。同改定は、当初の対象期間である当社第7期定時株主総会終了後から本定時株主総会までの期間のみを対象として適用するものとし、その後の対象期間に係る本制度に基づく報酬等の額及び内容につきましては上記(1)の改定を適用するものと致します。

以 上